

2019年5月24日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第488号）

国家外貨管理局、 第三者決済機関の外貨業務を規範化 取引の真実性、合法性に対する審査に重点を

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2019年4月29日付けで『決済機関外貨業務管理弁法』の印刷・配布に関する通達（匯発[2019]13号、以下『13号通達』という）を公布しました。『13号通達』では、クロスボーダー電子商取引決済の利便化を図り、外貨決済に係るリスクを防止するため、『決済機関外貨業務管理弁法』（以下『弁法』という）を制定・配布し、公布の日より施行しています。

□ 決済機関外貨業務の展開は登記を義務化へ

国家外貨管理局は、決済機関によるクロスボーダー電子商取引に係る外貨業務について、2013年に上海、北京、重慶、浙江、深センの5地域において当該業務の試行を展開し、2015年にはその範囲を全国へ拡大しました。そして、今回の『13号通達』では、これまでの試行の経験をまとめ、政策の全体的な枠組みにおいて、市場のニーズやクロスボーダー電子商取引の特徴等を考慮し、決済機関の外貨業務に対する管理規則を整備しました¹。

『弁法』では、決済機関の外貨業務に関する定義について、右の通り定めています。また、外貨業務を展開する決済機関に対しては、『弁法』の関連規定に基づき、貿易外貨受取

決済機関の外貨業務に関する定義について

- ✓ **決済機関の外貨業務**
市場取引主体のクロスボーダー取引に対し、決済機関が協力銀行を通じて提供する少額・迅速・便利な經常項目に係る電子決済サービス（元転・外貨転の代行および関連資金の受取・支払）
- ✓ **市場取引主体**
①電子商取引経営者、②商品もしくはサービスを購入した消費者
- ✓ **外資支払準備金**
決済機関が市場取引主体から委託された外貨決済業務を取り扱うために、実際に受け取った仮受・支払待ちの外貨資金

¹ 外資による電子決済サービス市場への参入については、2018年3月に中国人民銀行が関連規制を緩和しており、『支払業務許可証』の取得を通じた参入が可能となりました。その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第461号をご参照ください。以下のURLからダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0483-XF-0105.pdf>

・**支払企業リスト登記**（以下、リスト登記という）を義務付けており（『弁法』第3条）、『弁法』の実施前にすでに当該業務の試行に参加している決済機関についても、**施行日から3ヶ月以内にリスト登記**を行うよう求めています（『13号通達』第1条）。

リスト登記の過程において、状況の隠ぺい、虚偽の資料の提出により批准を得ていない場合、批准しない旨の決定を受けた日より1年以内において、また詐欺等の不当な手段でリスト登記をしたものの、外貨局によりその登記を抹消された場合、抹消日より3年以内において、再度、登記を申請してはならないと定めています（『弁法』第17条、第45条）。

□ 市場取引主体および外貨取引に対する管理・審査の強化

『弁法』では、市場取引主体および外貨取引に対する管理・審査について、それぞれ単独の章を設け、関連の規定を定めています。いずれもその真実性、合法性に対する審査に重点を置き、抜き打ち検査メカニズム、外貨業務リスクコントロール制度および関連システムの構築、整備を求めています。主な規定については、以下の図表1をご参考ください。

【図表1】市場取引主体および取引に対する管理・審査について

項目	内容
市場取引主体	審査事項 ✓ 決済機関は市場取引主体に係る真実性、合法性を審査する職責を尽くし、定期的に確認・更新し、関連資料を5年間保存し検査に備える（第18条）
	管理事項 ✓ 決済機関は電子商取引経営者および消費者を区分して管理を行う ^{注1} （第19条） ✓ 決済機関は 市場取引主体に係るネガティブリスト管理制度を構築 し、サービスの提供を拒否する市場取引主体をリストに加え、毎月、リストおよびサービス提供拒否の原因を協力銀行へ報告し、関連資料を5年間保存し検査に備える（第20条）
外貨取引	審査事項 ✓ 決済機関は市場取引主体に外貨サービスを提供する際、資金の受取・支払と取引が主体、項目、金額等の面で一致することを保証する（第22条） ✓ 決済機関は規則違反となるリスクが高い取引に対し、市場取引主体に関連の証憑資料を提供するよう求める。取引が真実で法令を遵守していることが確認できない場合、業務の取扱を拒否する（第23条） ✓ 決済機関の外貨業務は 原則上、取引1件の金額が5万ドル相当を超えてはならない ^{注2} （第24条）
	管理事項 ✓ 決済機関は取引情報収集制度、取引情報の検証および抜き取り検査メカニズムを構築し、物流等の情報を通じて補助検証することができる（第21条） ✓ 決済機関は協力銀行を通じて外貨業務を取り扱い、 払戻を除き、相殺差額決済をしてはならない （第25条） ✓ 決済機関は外貨業務のコンプライアンス管理職を設置する（第28条）

注1：市場取引主体が国外の主体の場合、決済機関はその身分に対し分類識別を行い、関連の外貨業務については現行の関連規定に基づき取り扱う（第19条）。

注2：限度額を超えたものの、真実で合法的なニーズがある場合、決済機関は本弁法第15条に基づき、登録地の分局へ事前に変更登記を申請し、また大口収支取引報告として報告・送付しなければならない（第24条、第40条）。

（『弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 決済機関外貨業務に対する管理の規範化

『弁法』では、決済機関の外貨業務について、リスト登記から変更登記、業務の終了まですべての過程をカバーする一貫したプロセスを構築しました。主な規定は次頁の図表2をご参考ください。

【図表 2】 決済機関外貨業務の登記・変更・撤退について

項目	内容	
リスト 登記	登記の期限 (第 14 条)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リスト登記の有効期限は 5 年間とする ✓ 期限満了後に引き続き当該業務を展開する場合、期限満了日の 3 ヶ月前までに延長登記の申請を提出する
	決済機関の 登記条件 (第 10 条)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関連の決済業務に係る合法的な資格を備える ✓ 外貨業務展開のための内部管理制度および相応の技術条件を備える ✓ 外貨業務を申請する必要性および実行可能性がある ✓ <u>取引の真実性、合法性に係る審査能力</u>およびリスクコントロール能力を備える ✓ 外貨業務に熟知している人員を少なくとも 5 名有する（そのうちの 1 名は外貨業務の責任者である） ✓ 第 11 条の要求に合致する銀行と協力する
	協力銀行 に関する条件 (第 11 条)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 元転・外貨転業務の経営資格を備える ✓ <u>決済機関外貨業務の真実性、コンプライアンス性を審査する能力</u>を備える ✓ 決済機関の外貨業務に熟知している人員を少なくとも 5 名有する ✓ 個人外貨業務システムに接続し、且つ関連のネットワーク接続口を開通している ✓ 決済機関は原則上、2 行を超えない銀行を選び協力を展開する
変更 登記	事前申請事項 (第 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 決済機関において以下の事項のいずれかを変更する場合、<u>事前に変更登記を申請</u>し、関連の説明資料を提供する ①事業内容、セグメント別事業内容、②協力銀行、③業務プロセス、④リスクコントロール方案、⑤取引 1 件の限度額（特定取引の限度額変更理由、相応のリスクコントロール措置）、⑥取引情報の収集、検証方案、⑦会社の外貨業務責任者 ✓ 変更登記事項の有効期限は、変更前のもとの有効期限と一致させる
	事後届出事項 (第 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 決済機関が会社名、実質的な支配者もしくは法定代表者等の会社基本情報を変更する場合、変更後の 30 日以内に報告・届出する
業務の 終了	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 決済機関が自ら外貨業務を終了する場合、業務の終了を決定した日より 5 営業日以内に登記の取消申請および外貨業務終了の方案を提出。業務の処理が完了後、外貨局はその登記を抹消する（第 16 条） 	

（『弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 3】 決済機関外貨業務関連口座の管理について

□ 口座の管理について

『弁法』では、決済機関が外貨業務を取り扱うにあたり、協力銀行において「外貨支払準備金口座」を開設し、市場取引主体の仮受・支払待ち外貨資金に係る受取・支払に用いると定めています（『弁法』第 30 条）。決済機関が市場取引主体のために取り扱う外貨業務は、すべて外貨支払準備金口座を通じて行わなければなりません（『弁法』第 31 条）。その他の関連規定については、右の図表 3 をご参考ください。

また『弁法』では、決済機関と協力

項目	内容
口座 管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1 行の協力銀行において 1 つの外貨支払準備金口座を開設^{注 1}、口座名の最後に「PIA」と明記（第 30 条） ✓ 同一名義の外貨支払準備金口座間における外貨資金の振込が可能（第 31 条）
禁止 事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 決済機関は外貨支払準備金口座における資金と自己保有の外貨資金を厳格に区分し、混同して使用してはならない（第 32 条） ✓ 外貨支払準備金口座は、現金の引出もしくは預かりをしてはならない（第 32 条） ✓ 決済機関は国外で外貨支払準備金口座を開設、もしくは市場取引主体の資金を国外に留保してはならない^{注 2}（第 35 条）

注 1：1 行の協力銀行における複数の通貨種類の外貨支払準備金口座は、1 つの外貨支払準備金口座とみなす（第 30 条）。

注 2：別途必要がある場合、関連規定に基づき、国家外貨管理局による認可を経て、国外外貨口座の開設等を行わなければならない（第 35 条）。

（『弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

銀行に対し、外貨支払準備金情報確認・照合メカニズムの構築、毎日の外貨支払準備金の保管・使用・振込等情報の確認・照合、確認・照合記録の保存、関連のデータ情報の速やかな報告・送付についても、明確に定めています（『弁法』第33条、第34条）。なお、決済機関の自己保有外貨資金に係る口座の開設、使用については、現行の外貨管理規定に基づき施行するとしています（『弁法』第32条）。

□ その他の管理事項について

『弁法』では、決済機関外貨業務関連データの管理についても重要視しており、決済機関に対し、データおよび情報の報告・送付、データの即時性、正確性、完全性および一致性の保証、外貨業務の取扱で生じた各種情報の適切な保存について定めています。また、決済機関の外貨業務に係る審査資料、抜き取り検査資料、顧客情報関連資料等については、決済機関および協力銀行に対し5年間保存し検査に備えるよう求めています。

*

『13号通達』の施行に伴い、『国家外貨管理局による決済機関クロスボーダー外貨決済業務試行の展開に関する通達』（匯発[2015]7号）は廃止となりました。従来の規定と本通達が一致しない場合、本通達に基づき施行します。

『13号通達』および『弁法』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および中国語原文をご参照ください。なお、具体的な実務手続き等については、所在地の外貨管理局または外貨指定銀行にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

中国語原文	日本語仮訳
<p>国家外汇管理局关于印发《支付机构外汇业务管理办法》的通知 汇发[2019]13号</p>	<p>国家外貨管理局による『決済機関外貨業務管理弁法』の印刷・配布に関する通達 匯発[2019]13号</p>
<p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：</p> <p>为便利跨境电子商务结算，促进支付机构外汇业务健康发展，防范外汇支付风险，国家外汇管理局在总结支付机构跨境外汇支付业务试点经验的基础上，制定了《支付机构外汇业务管理办法》（以下简称《办法》，见附件）。现就有关事项说明如下：</p> <p>一、《办法》实施前参与跨境外汇支付业务试点的支付机构，应于《办法》实施之日起3个月内，按照《办法》要求，向注册地国家外汇管理局分局、外汇管理部（以下简称分局）进行名录登记。</p> <p>二、银行在满足交易信息采集、真实性审核等条件下，可参照《办法》第十二条，申请凭交易电子信息为跨境电子商务经营者、购买商品或服务的消费者提供结售汇及相关资金收付服务。</p> <p>三、为确保支付机构跨境外汇支付试点业务平稳过渡，各分局应向辖内支付机构准确传导政策要求，科学调配人员，妥善做好《办法》实施的各项工作。</p> <p>四、本通知自发布之日起施行，此前规定与</p>	<p>国家外貨管理局各省・自治区・直辖市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中国資本の外貨指定銀行：</p> <p>クロスボーダー電子商取引決済の利便化を図り、決済機関外貨業務の健全な発展を促進し、外貨決済に係るリスクを防止するため、国家外貨管理局は決済機関におけるクロスボーダー外貨決済業務試行の経験をまとめ、それを踏まえて『決済機関外貨業務管理弁法』（以下『弁法』という。添付資料を参照）を制定した。ここに関連事項について以下の通り説明する。</p> <p>1、『弁法』の実施以前にクロスボーダー外貨決済業務試行に参加している決済機関は、『弁法』の実施日より3ヶ月以内に、『弁法』の要求に基づき、登録地の国家外貨管理局分局・外貨管理部（以下、分局という）へリスト登記を行わなければならない。</p> <p>2、銀行は取引情報の収集、真実性に係る審査等の条件を満たしている場合、『弁法』第12条を参照し、取引の電子情報に基づき、クロスボーダー電子商取引経営者、商品もしくはサービスを購入した消費者に対する元転・外貨転および関連資金の受取・支払サービス提供を申請することができる。</p> <p>3、決済機関によるクロスボーダー外貨決済試行業務の安定した進行を保障するため、各分局は管轄内における決済機関へ正確に政策の要求を伝え、合理的に人員を配置し、『弁法』の実施に関する各種業務を適切に遂行しなければならない。</p> <p>4、本通達は公布の日より施行し、これ以前の規定が本通</p>

本通知不一致的，按本通知执行。《国家外汇管理局关于开展支付机构跨境外汇支付业务试点的通知》（汇发[2015]7号）同时废止。

各分局收到本通知后，应及时转发辖内中心支局（支局）、地方性商业银行及外资银行。各中资外汇指定银行收到本通知后，应及时转发下属分支机构。

特此通知。

附件：支付机构外汇业务管理办法

国家外汇管理局
2019年4月29日

達と一致しない場合、本通達に基づき執行する。『国家外貨管理局による決済機関クロスボーダー外貨決済業務試行の展開に関する通達』（匯発[2015]7号）は同時に廃止する。

各分局は本通達を受け取った後、速やかに管轄内の中心支局（支局）、地方性商業銀行および外資銀行へ転送しなければならない。各中国資本の外貨指定銀行は本通達を受け取った後、速やかに傘下の分支機構へ転送しなければならない。

特にここに通知する。

添付資料：決済機関外貨業務管理弁法

国家外貨管理局
2019年4月29日

附件：

支付机构外汇业务管理办法

第一章 总则

第一条 为便利跨境电子商务结算，促进支付机构外汇业务健康发展，防范跨境资金流动风险，根据《中华人民共和国电子商务法》《中华人民共和国外汇管理条例》《非金融机构支付服务管理办法》等有关法律法规，制定本办法。

第二条 支付机构开展外汇业务适用本办法。

本办法所称支付机构外汇业务，是指支付机构通过合作银行为市场交易主体跨境交易提供的小额、快捷、便民的经常项下电子支付服务，包括代理结售汇及相关资金收付服务。

本办法所称市场交易主体，是指电子商务经营者、购买商品或服务的消费者（以下简称消费者）。

第三条 支付机构依据本办法办理贸易外汇收支企业名录登记（以下简称名录登记）后

添付資料：

決済機関外貨業務管理弁法

第1章 総則

第1条 クロスボーダー電子商取引決済の利便化を図り、決済機関外貨業務の健全な発展を促進し、クロスボーダー資金移動のリスクを防止するため、『中華人民共和国電子商取引法』『中華人民共和国外貨管理条例』『非金融機関決済サービス管理弁法』等の関連法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 決済機関による外貨業務の展開には本弁法を適用する。

本弁法がいう決済機関の外貨業務とは、決済機関が協力銀行を通じて市場取引主体のクロスボーダー取引のために提供する少額・迅速・便利な經常項目に係る電子決済サービスを指す。これには元転・外貨転の代行および関連資金の受取・支払サービスが含まれる。

本弁法がいう市場取引主体とは、電子商取引経営者、商品もしくはサービスを購入した消費者（以下、「消費者」という）を指す。

第3条 決済機関は本弁法に基づき貿易外貨受取・支払企業リスト登記（以下、リスト登記という）を行ってから外

方可开展外汇业务。支付机构应遵循“了解客户”“了解业务”及“尽职审查”原则，在登记的业务范围内开展经营活动。

第四条 支付机构应尽职核验市场交易主体身份的真实性、合法性。为市场交易主体办理的外汇业务应当具有真实、合法的贸易基础，且符合国家有关法律法规，不得以任何形式为非法交易提供服务。支付机构应对交易的真实性、合法性及其与外汇业务的一致性进行审查。

第五条 银行应审慎选择合作支付机构，客观评估拟合作支付机构的外汇业务能力等，并对合作支付机构办理的外汇业务的真实性、合规性进行合理审核。未进行合理审核导致违规的，合作银行依法承担连带责任。合作银行可根据支付机构风险控制能力等情况在经登记的单笔交易限额内确定实际的单笔交易限额。合作银行要求支付机构提供必要相关信息的，支付机构应积极配合。

第六条 市场交易主体、支付机构及合作银行应遵守国家有关法律法规，不得以虚构交易、分拆等方式逃避监管。

第七条 国家外汇管理局及其分支机构（以下简称外汇局）依法对支付机构开展外汇业务进行监督管理。支付机构、合作银行及市场交易主体应予以配合。

第八条 支付机构及合作银行应依法履行反洗钱、反恐怖融资义务，依法维护市场交易主体合法权益，对市场交易主体身份和交易信息等依法严格保密。

第二章 登记管理

貨業務を展開することができる。決済機関は「顧客を理解する」「業務を理解する」「審査の職責を尽くす」の原則に従い、登記の業務範囲内において経営活動を展開しなければならない。

第4条 決済機関は市場取引主体の身分の真实性、合法性を審査・確認する職責を尽くさなければならない。市場取引主体のために取り扱う外貨業務は真実で、合法的なベースとなる取引を有しており、且つ国家の関連法律・法規に合致しなければならず、いかなる形式でも違法な取引にサービスを提供してはならない。決済機関は取引の真实性、合法性およびそれと外貨業務との一致性に対し審査を行わなければならない。

第5条 銀行は協力する決済機関を慎重に選び、客観的に協力予定の決済機関の外貨業務能力等を評価し、合わせて協力する決済機関が取り扱う外貨業務の真实性、コンプライアンス性に対し合理的な審査を行わなければならない。合理的な審査をしていないことにより規則違反となる場合、協力銀行は法に基づき連帯責任を負う。協力銀行は決済機関のリスクコントロール能力等の状況に応じ、登記を経た取引1件の限度額内において、実際の取引1件の限度額を確定することができる。協力銀行が決済機関に対し必要な関連情報を提供するように求める場合、決済機関は積極的に協力しなければならない。

第6条 市場取引主体、決済機関および協力銀行は国家の関連法律・法規を守り、取引の虚偽・分割等の方式で監督・管理を回避してはならない。

第7条 国家外貨管理局およびその分支機関（以下、外貨局という）は法に基づき決済機関が展開する外貨業務に対し、監督・管理を行う。決済機関、協力銀行および市場取引主体は協力しなければならない。

第8条 決済機関および協力銀行は法に基づきアンチマネーロンダリング、反テロ融資に係る義務を履行し、法に基づき市場取引主体の合法的な権益を保護し、市場取引主体の身分および取引情報等に対し法に基づき厳格に秘密を守らなければならない。

第2章 登記管理

第九条 国家外汇管理局分局、外汇管理部（以下简称分局）负责支付机构名录登记管理。

第十条 支付机构申请办理名录登记，应具备下列条件：

- （一）具有相关支付业务合法资质；
- （二）具有开展外汇业务的内部管理制度和相应技术条件；
- （三）申请外汇业务的必要性和可行性；
- （四）具有交易真实性、合法性审核能力和风险控制能力；
- （五）至少 5 名熟悉外汇业务的人员（其中 1 名为外汇业务负责人）；
- （六）与符合第十一条要求的银行合作。

第十一条 支付机构应与具备下列条件的银行签约，并通过合作银行办理相关外汇业务：

- （一）具有经营结售汇业务资格；
- （二）具有审核支付机构外汇业务真实性、合规性的能力；
- （三）至少 5 名熟悉支付机构外汇业务的人员；
- （四）已接入个人外汇业务系统并开通相关联机接口。

支付机构应根据外汇业务规模等因素，原则上选择不超过 2 家银行开展合作。

第十二条 支付机构申请办理名录登记，应按照本办法向注册地分局提交下列申请材料：

- （一）书面申请，包括但不限于公司基本情况（如治理结构、机构设置等）、合作银行情况、申请外汇业务范围及可行性研究报告、与主要客户的合作意向协议、业务流程、信息采集及真实性审核方案、抽查机制、风控制度模型及系统情况等；

第 9 条 国家外貨管理局分局、外貨管理部（以下、分局という）は、決済機関のリスト登記に係る管理に責任を負う。

第 10 条 決済機関はリスト登記を申請するにあたり、以下の条件を備えなければならない。

- （1）関連の決済業務に係る合法的な資格を備える。
- （2）外貨業務展開のための内部管理制度および相応の技術条件を備える。
- （3）外貨業務を申請する必要性および実行可能性がある。
- （4）取引の真実性、合法性に係る審査能力およびリスクコントロール能力を備える。
- （5）外貨業務に熟知している人員を少なくとも 5 名有する（そのうちの 1 名は外貨業務の責任者である）。
- （6）第 11 条の要求に合致する銀行と協力する。

第 11 条 決済機関は以下の条件を備える銀行と契約を結び、合わせて協力銀行を通じて関連の外貨業務を取り扱わなければならない。

- （1）元転・外貨転業務の経営資格を備える。
- （2）決済機関外貨業務の真実性、コンプライアンス性を審査する能力を備える。
- （3）決済機関の外貨業務に熟知している人員を少なくとも 5 名有する。
- （4）すでに個人外貨業務システムに接続し、且つ関連のネットワーク接続口を開通している。

決済機関は外貨業務の規模等の要素に応じ、原則上、2 社を超えない銀行を選び協力を展開しなければならない。

第 12 条 決済機関はリスト登記を申請するにあたり、本弁法に基づき登録地の分局へ以下の申請資料を提出しなければならない。

- （1）書面による申請書。会社の基本状況（例えばガバナンスの構造、組織の設置状況等）、協力銀行の状況、外貨業務の申請内容およびフィジビリティスタディ報告書、主要取引先との協力合意書、業務プロセス、情報の収集および真実性の審査方案、抜き取り検査メカニズム、リスクコントロール制度のモデルおよびシステムの状況等を含むが、この限りではない。

(二) 行业主管部门颁发的开展支付业务资质证明文件复印件、营业执照(副本)复印件、法定代表人有效身份证件复印件等;

(三) 与银行的合作协议(包括但不限于双方责任与义务, 汇率报价规则, 服务费收取方式, 利息计算方式与归属, 纠纷处理流程, 合作银行对支付机构外汇业务合规审核能力、风险管理能力以及相关技术条件的评估认可情况等);

(四) 外汇业务人员履历及其外汇业务能力核实情况;

(五) 承诺函, 包括但不限于承诺申请材料真实可信、按时履行报告义务、积极配合外汇局监督管理等。

如有其他有助于说明合规、风控能力的材料, 也可提供。

第十三条 注册地分局应在支付机构提交合格完整申请材料之日起 20 个工作日内, 为获准登记的支付机构出具正式书面文件, 为其办理名录登记, 并按规定公开许可结果, 同时报备国家外汇管理局。

第十四条 支付机构名录登记的有效期为 5 年。期满后, 支付机构拟继续开展外汇业务的, 应在距到期日至少 3 个月前向注册地分局提出延续登记的申请。继续开展外汇业务应符合本办法第十条所列条件, 并按照本办法第十二条提交材料。

违反《中华人民共和国行政许可法》相关规定, 或行业主管部门终止支付机构支付业务, 支付机构名录登记相应失效。

第十五条 支付机构变更下列事项之一的, 应事前向注册地分局提出登记变更申请, 并提

(2) 業界主管部門発行の決済業務展開資格証明文書の写し、営業ライセンス(副本)の写し、法定代表者の有効な身分証明書の写し等。

(3) 銀行との協力合意書(双方の責任および義務、為替レート提示のルール、サービス料の徴収方式、利息の計算方式および帰属、紛争処理のプロセス、協力銀行の決済機関外貨業務のコンプライアンス性に対する審査能力・リスク管理能力および関連の技術条件に対する評価・認定状況等を含むが、この限りではない)。

(4) 外貨業務関連人員の履歴およびその外貨業務関連能力の確認状況。

(5) 承諾状。承諾・申請資料が真実で信頼できる、期限通りに報告の義務を履行する、積極的に外貨局の監督・管理に協力する等の内容を含むが、この限りではない。

その他コンプライアンス・リスクコントロール能力の説明に資する資料がある場合、提供しても良い。

第 13 条 登録地の分局は決済機関が正確で完全な申請資料を提出した日より 20 営業日以内に、登記を認められた決済機関に正式な書面による文書を発行し、そのためにリスト登記を行い、合わせて規定に基づき許可の結果を開示し、同時に国家外貨管理局へ報告・届出なければならない。

第 14 条 決済機関のリスト登記の有効期限は 5 年とする。期間満了後、決済機関が引き続き外貨業務を展開しようとする場合、期限満了日の少なくとも 3 ヶ月前までに登録地の分局へ延長登記を申請しなければならない。引き続き外貨業務を展開する場合、本弁法第 10 条が定める条件に合致し、合わせて本弁法第 12 条が定める資料を提出しなければならない。

『中華人民共和国行政許可法』の関連規定に違反、もしくは業界主管部門が決済機関の決済業務を終了させた場合、決済機関のリスト登記は相応に失効とする。

第 15 条 決済機関は以下の事項のいずれかを変更する場合、事前に登録地の分局へ変更登記を申請し、合わせて関

供相关说明材料：

- (一) 业务范围或业务子项；
- (二) 合作银行；
- (三) 业务流程；
- (四) 风控方案；
- (五) 单笔交易金额限额（特定交易限额变更理由及相应风险控制措施）；
- (六) 交易信息采集及验证方案；
- (七) 公司外汇业务负责人。

注册地分局同意变更的，为支付机构办理登记变更，其有效期与原登记有效期一致。

支付机构变更公司名称、实际控制人或法定代表人等公司基本信息，应于变更后 30 日内向注册地分局报备。注册地分局需评估公司变更情况对持续经营外汇业务能力的影响。

第十六条 支付机构主动终止外汇业务，应在公司作出终止决定之日起 5 个工作日内向注册地分局提出注销登记申请及终止外汇业务方案。业务处置完毕后，外汇局注销其登记。

第十七条 支付机构办理名录登记，因隐瞒有关情况或提供虚假材料等未获批准的，自收到不予批准决定之日起 1 年内不得再次提出申请。

第三章 市场交易主体管理

第十八条 支付机构应尽职审核市场交易主体的真实性、合法性，并定期核验更新，相关材料（含电子影像等）留存 5 年备查。审核的市场主体信息原则上包括但不限于名称、国别、有效证件号码、联系方式等可校验身份的信息。

第十九条 支付机构应区分电子商务经营者和消费者，对市场交易主体进行管理，并建

立说明资料提供机制。

- (1) 事业内容もしくはセグメント別事业内容。
- (2) 協力銀行。
- (3) 業務プロセス。
- (4) リスクコントロール方案。
- (5) 取引 1 件の限度額（特定取引の限度額変更理由および相応のリスクコントロール措置）。
- (6) 取引情報の収集および検証方案。
- (7) 会社の外貨業務責任者。

登録地の分局が変更同意する場合、決済機関のために変更登記を行い、その有効期限はもとの登記有効期限と一致させるようにする。

決済機関が会社名、実質的な支配者もしくは法定代表人等の会社基本情報を変更する場合、変更後 30 日以内に登録地の分局へ報告・届出なければならない。登録地の分局は会社の変更状況が外貨業務の継続的な経営にもたらす影響を評価しなければならない。

第 16 条 決済機関が自ら外貨業務を終了する場合、会社が業務の終了を決定した日より 5 営業日以内に登録地の分局へ登記の取消申請および外貨業務終了の方案を提出しなければならない。業務の処理が完了後、外貨局はその登記を抹消する。

第 17 条 決済機関はリスト登記を行う際、関連状況の隠ぺいもしくは虚偽の資料の提出により批准を得ていない場合、批准しない旨の決定を受けた日より 1 年以内に再度、申請を提出してはならない。

第 3 章 市場取引主体に対する管理

第 18 条 決済機関は市場取引主体に係る真実性、合法性を審査する職責を尽くし、合わせて定期的に確認・更新し、関連資料（電子画像等を含む）を 5 年間保存し検査に備えなければならない。審査の対象となる市場取引主体の情報については、原則上、名称、国籍、有効な証明書の番号、連絡先等の身分を検査・確認することができる情報を含むが、この限りではない。

第 19 条 決済機関は電子商取引经营者および消費者を区分して、市場取引主体に対する管理を行い、合わせて市場

立健全市场交易主体管理制度。市场交易主体为境外主体的，支付机构应对其身份进行分类标识，相关外汇业务按现行有关规定办理。

第二十条 支付机构应建立市场交易主体负面清单管理制度，将拒绝服务的市场交易主体列入负面清单，并每月将负面清单及拒绝服务原因报合作银行，相关材料留存 5 年备查。

合作银行应建立支付机构服务的市场交易主体随机抽查机制，抽查情况留存备查。

第四章 交易审核

第二十一条 支付机构应制定交易信息采集制度，按照真实、可跟踪稽核、不可篡改原则采集交易信息，确保交易信息来源客观、可信、合法。交易信息原则上应包括商品或服务名称及种类、数量、交易币种、金额、交易双方及国别、订单时间等必要信息。

支付机构应建立交易信息验证及抽查机制，通过适当方式对采集的交易信息进行持续随机验证，可通过物流等信息进行辅助验证，相关资料留存 5 年备查。

第二十二条 支付机构为市场交易主体提供外汇服务时，应确保资金收付与交易在主体、项目、金额等方面一致，另有规定的除外。

第二十三条 对于违规风险较高的交易，支付机构应要求市场交易主体提供相关单证材料。不能确认交易真实合规的，应拒绝办理。相关材料留存 5 年备查。

第二十四条 支付机构外汇业务的单笔交易金额原则上不得超过等值 5 万美元。对于有

取引主体に係る管理制度を構築・整備しなければならない。市場取引主体が国外の主体の場合、決済機関はそれの身分に対し分類識別を行い、関連の外貨業務については現行の関連規定に基づき取り扱わなければならない。

第 20 条 決済機関は市場取引主体に係るネガティブリスト管理制度を構築し、サービスの提供を拒否する市場取引主体をネガティブリストに加え、合わせて毎月ネガティブリストおよびサービス提供拒否の原因を協力銀行へ報告し、関連資料を 5 年間保存し検査に備える。

協力銀行は決済機関がサービスを提供する市場取引主体に係る抜き取り検査メカニズムを構築し、抜き取り検査の状況を保存し検査に備えなければならない。

第 4 章 取引の審査

第 21 条 決済機関は取引情報収集制度を構築し、真実、追跡・確認可能、改ざん不能の原則に基づき取引情報を収集し、取引情報源が客観的で、信頼でき、合法であることを保証しなければならない。取引情報は原則上、商品もしくはサービスの名称および種類、数量、取引の通貨種類、金額、取引双方および国籍、注文書の時間等の必要情報を含むが、この限りではない。

決済機関は取引情報の検証および抜き取り検査メカニズムを構築し、適切な方式を通じて収集した取引情報に対し継続的な無作為検証を行わなければならない。物流等の情報を通じて補助検証することができ、関連資料は 5 年間保存し検査に備える。

第 22 条 決済機関は市場取引主体に外貨サービスを提供する際、資金の受取・支払と取引が主体、項目、金額等の面で一致することを保証しなければならない。別途、規定があるものを除く。

第 23 条 規則違反となるリスクが高い取引に対し、決済機関は市場取引主体に関連の証憑資料を提供するよう求めなければならない。取引が真実で法令を遵守していることが確認できない場合、取扱を拒否しなければならない。関連資料は 5 年間保存し検査に備える。

第 24 条 決済機関の外貨業務は原則上、取引 1 件の金額が 5 万ドル相当を超えてはならない。限度額を超えたもの

真实、合法超限额需求的，支付机构应按照本办法第十五条向注册地分局提出登记变更申请。

第二十五条 支付机构应通过合作银行为市场交易主体办理结售汇及相关资金收付服务，并按照本办法要求实现交易信息的逐笔还原，除退款外不得办理轧差结算。支付机构应在收到资金之日（T）后的第1个工作日（T+1）内完成结售汇业务办理。

第二十六条 消费者可用人民币或自有外汇进行支付。消费者向支付机构划转外汇时，应向外汇划出银行提供包含有交易金额、支付机构名称等信息的交易真实性材料。外汇划出银行核对支付机构账户名称和金额后办理，并在交易附言中注明“支付机构外汇支付划转”。

第二十七条 支付机构应事前与市场交易主体就汇率标价、手续费、清算时间、汇兑损益等达成协议。支付机构应向市场交易主体明示合作银行提供的汇率标价，不得擅自调整汇率标价，不得利用汇率价差非法牟利。

第二十八条 支付机构应建立健全外汇业务风控制度和技术系统，设立外汇业务合规管理岗，并对制度和技术系统进行持续评估完善。

第二十九条 合作银行应对支付机构外汇业务真实性、合规性进行合理审核，建立业务抽查机制，随机抽查部分业务，并留存相关材料5年备查。

合作银行可要求支付机构及交易相关方可疑交易提供真实合法的单证材料。不能确认交易真实、合法，合作银行应拒绝办理。支付机构不配合合作银行审核或抽查，合作银行应拒绝为其办理外汇业务。

の、真実で合法的なニーズがある場合、決済機関は本弁法第15条に基づき、登録地の分局へ変更登記を申請しなければならない。

第25条 決済機関は協力銀行を通じて市場取引主体のために元転・外貨転および関連資金の受取・支払サービスを提供し、合わせて本弁法の要求に基づき取引情報を取引1件ごとに原状回復しなければならない。払戻を除き、相殺差額決済をしてはならない。決済機関は資金を受け取った日（T）の後の第1営業日（T+1）以内に元転・外貨転業務の取扱を完了しなければならない。

第26条 消費者は人民元もしくは自己所有の外貨資金で支払うことができる。消費者は決済機関へ外貨を振替える際、外貨振出銀行に取引金額、決済機関名等の情報を含む取引の真実性に係る資料を提供しなければならない。外貨振出銀行は決済機関の口座名および金額を確認してから取扱い、合わせて取引メッセージ欄において「決済機関外貨支払振替」と明記しなければならない。

第27条 決済機関は事前に市場取引主体と為替レート、手数料、決済時間、為替差損益等について合意しなければならない。決済機関は市場取引主体に対し、協力銀行が提供する為替レートを開示し、勝手に為替レートを調整してはならず、為替差を利用し不当な利益を得てはならない。

第28条 決済機関は外貨業務リスクコントロール制度および技術システムを構築・整備し、外貨業務のコンプライアンス管理職を設置し、合わせて制度および技術システムに対し継続的な評価・整備を行わなければならない。

第29条 協力銀行は決済機関の外貨業務の真実性・コンプライアンス性に対し合理的な審査を行い、業務抜き取り検査メカニズムを構築し、無作為に一部業務に対し抜き取り検査を行い、合わせて関連資料を5年間保存し検査に備える。

協力銀行は決済機関および取引関連者に対し、疑わしい取引について真実・合法的な証憑資料を提供できるよう求めることができる。取引が真実で合法であると確認できない場合、協力銀行は取扱を拒否しなければならない。決済機関が協力銀行の審査もしくは抜き取り検査に協力しない

第五章 账户管理

第三十条 支付机构应按照外汇账户管理有关规定，在每家合作银行开立一个外汇备付金账户（一家合作银行的多个币种外汇备付金账户视作一个外汇备付金账户），账户名称结尾标注“PIA”（Payment Institute Account）。外汇备付金账户用于收付市场交易主体暂收待付的外汇资金。

第三十一条 支付机构为市场交易主体办理的外汇业务均应通过外汇备付金账户进行。同名外汇备付金账户之间可划转外汇资金。

第三十二条 支付机构应将外汇备付金账户资金与自有外汇资金严格区分，不得混用。外汇备付金账户不得提取或存入现钞。

支付机构自有外汇资金账户的开立、使用应遵循现行外汇管理规定。

第三十三条 支付机构和合作银行应建立外汇备付金信息核对机制，逐日核对外汇备付金的存放、使用、划转等信息，并保存核对记录。

第三十四条 支付机构外汇备付金账户纳入外汇账户管理信息系统管理，合作银行应及时按照规定将数据报送外汇局。

第三十五条 支付机构不得在境外开立外汇备付金账户，或将市场交易主体资金存放境外，另有规定的除外。

第六章 信息采集与报送

第三十六条 支付机构应根据本办法要求报送相关业务数据和信息，并保证数据的及时性、准确性、完整性和一致性。

第三十七条 支付机构应按照《通过银行进行

場合、協力銀行はそれのための外貨業務の取扱を拒否しなければならない。

第5章 口座管理

第30条 決済機関は外貨口座管理の関連規定に基づき、1行の協力銀行において1つの外貨支払準備金口座（1行の協力銀行における複数の通貨種類の外貨支払準備金口座は1つの外貨支払準備金口座とみなす）を開設し、口座名の最後に「PIA」（Payment Institute Account）と明記しなければならない。外貨支払準備金口座は市場取引主体の仮受・支払待ち外貨資金に係る受取・支払に用いる。

第31条 決済機関は市場取引主体のために取り扱う外貨業務はすべて、外貨支払準備金口座を通じて行わなければならない。同一名義の外貨支払準備金口座間では外貨資金を振り込むことができる。

第32条 決済機関は外貨支払準備金口座における資金と自己保有の外貨資金を厳格に区分し、混同して使用してはならない。外貨支払準備金口座は、現金の引出もしくは預かりをしてはならない。

決済機関の自己保有外貨資金に係る口座の開設、使用は、現行の外貨管理規定に従わなければならない。

第33条 決済機関および協力銀行は外貨支払準備金情報確認・照合メカニズムを構築し、毎日外貨支払準備金の保管・使用・振込等の情報を確認・照合し、合わせて確認・照合の記録を保存しなければならない。

第34条 決済機関の外貨支払準備金口座については、外貨口座管理情報システムに組み入れて管理し、協力銀行は規定に基づき、遅滞なくデータを外貨局へ報告・送付しなければならない。

第35条 決済機関は国外で外貨支払準備金口座を開設してはならず、もしくは市場取引主体の資金を国外に留保してはならない。別途、規定があるものを除く。

第6章 情報の収集および報告・送付

第36条 決済機関は本弁法の要求に基づき関連業務のデータおよび情報を報告・送付し、合わせてデータの即時性、正確性、完全性および一貫性を保証しなければならない。

第37条 決済機関は『銀行を通じて行う国際収支統計申

国际收支统计申报业务实施细则》（汇发[2015]27号印发）、《通过银行进行国际收支统计申报业务指引（2016年版）》（汇发[2016]4号印发）等国际收支申报相关规定，在跨境交易环节（即实际涉外收付款项时）对两类数据进行间接申报：一类是集中收付或轧差净额结算时支付机构的实际涉外收付款数据；另一类是逐笔还原集中收付或轧差净额结算前境内实际收付款机构或个人的原始收付款数据。

第三十八条 支付机构应按现行结售汇管理规定，在规定时间内提供通过合作银行办理的逐笔购汇或结汇信息，合作银行应按照规定报送结售汇统计报表。个人项下结售汇业务，合作银行应根据支付机构的数据，在办理结售汇之日（T）后的第1个工作日（T+1）内对于单笔金额等值500美元（含）以下的区分币种和交易性质汇总后以支付机构名义逐笔录入个人外汇业务系统，对于单笔金额等值500美元以上的逐笔录入个人外汇业务系统。支付机构外汇业务项下的个人结售汇不计入个人年度结售汇便利化额度。

第三十九条 支付机构应妥善保存办理外汇业务产生的各类信息。客户登记有效期内应持续保存，客户销户后，相关材料和数据至少保存5年。

第四十条 支付机构应通过支付机构跨境支付业务报表系统于每月10日前向注册地分局报送客户外汇收支业务金额、笔数、外汇备付金余额等数据，并对每月累计外汇收支总额超过等值20万美元的及单笔交易金额超过等值5万美元的客户交易情况报送大额收支交易报告，如发现异常或高风险交易，应在

告業務實施細則』（匯發[2015]27号印刷・配布）、『銀行を通じて行う国際収支統計申告業務手引（2016年版）』（匯發[2016]4号印刷・配布）等の国際収支申告に関する規定に基づき、クロスボーダー取引の過程（即ち実際の渉外資金受取・支払のとき）において、2種類のデータに対し間接的に申告しなければならない。1つは、集中受取・支払もしくは相殺差額決済の際の、決済機関の実際の渉外資金受取・支払データ。もう1つは、取引1件ごとに原状回復させた集中受取・支払、もしくは相殺差額決済前の国内における実際の資金受取・支払機関もしくは個人の元の資金受取・支払データ。

第38条 決済機関は現行の元転・外貨転管理規定に基づき、規定の期間において協力銀行を通じて取り扱った外貨購入もしくは元転に係る情報を1件ずつ提供し、協力銀行は現行の規定に基づき元転・外貨転統計報告表を報告・送付しなければならない。個人の元転・外貨転業務につき、協力銀行は決済機関のデータに基づき、元転・外貨転を取り扱った日（T）の後の第1営業日（T+1）以内に、取引1件の金額が500ドル相当（500ドルを含む）以下のものに対し、通貨種類および取引性質を区分しまとめてから決済機関の名義で1件ずつ個人外貨業務システムに入力し、また取引1件の金額が500ドル相当を超えるものに対し、1件ずつ個人外貨業務システムに入力する。決済機関の外貨業務に係る個人の元転・外貨転につき、個人の年度元転・外貨転利便化限度枠に組み入れない。

第39条 決済機関は適切に外貨業務の取扱で生じた各種情報を保存しなければならない。顧客登記の有効期限内は継続的に保存し、顧客口座の解約後は、関連資料およびデータを少なくとも5年間保存しなければならない。

第40条 決済機関は決済機関クロスボーダー決済業務報告書システムを通じ、毎月10日までに登録地の分局へ顧客外貨収支業務に係る金額、件数、外貨支払準備金の残高等のデータを報告・送付し、合わせて毎月の外貨受取・支払累計額が20万ドル相当を超えるものおよび取引1件の金額が5万ドル相当を超えるものにおける顧客取引状況について、大口収支取引報告として報告・送付し、異常も

采取相应措施后及时向合作银行及注册地分局报告。

第七章 监督与管理

第四十一条 支付机构开展外汇业务依法接受注册地与经营地分局的监管。注册地与经营地分局之间应加强监管协调。

第四十二条 外汇局依法要求支付机构和合作银行报送有关业务资料、对相关事项作出说明，支付机构和合作银行应积极配合，并及时提供相关材料。

第四十三条 支付机构有下列情形之一的，外汇局对其实施风险提示、责令整改、调整大额收支交易报告要求等措施：

- (一) 外汇业务管理制度和政策落实存在问题；
- (二) 交易真实性、合法性审核能力不足；
- (三) 外汇备付金管理存在风险隐患；
- (四) 不配合合作银行审核、核查；
- (五) 频繁变更外汇业务高级管理人员；
- (六) 其他可能危及支付机构稳健运行、损害客户合法权益或危害外汇市场的情形。

第四十四条 银行有下列情形之一的，外汇局责令整改：

- (一) 审核支付机构外汇业务真实合规性能力不足；
- (二) 外汇备付金账户管理存在风险隐患；
- (三) 发现异常情况未督促支付机构改正；
- (四) 支付机构外汇业务出现重大违规或纵容支付机构开展违规交易；

しくはリスクの高い取引を発見した場合、相応の措置を取った後に速やかに協力銀行および登録地の分局へ報告しなければならない。

第7章 監督および管理

第41条 決済機関による外貨業務の展開は、法に基づき登録地および経営地域の分局による監督・管理を受けなければならない。登録地および経営地域の分局間では、監督・管理に係る協力を強化しなければならない。

第42条 外貨局が法に基づき決済機関および協力銀行へ関連の業務資料を報告・送付し、関連事項に対し説明するよう求める場合、決済機関および協力銀行は積極的に協力し、合わせて速やかに関連資料を提供しなければならない。

第43条 決済機関において以下の状況のいずれかがある場合、外貨局はそれに対しリスクの提示、期限付きの是正、大口収支取引報告要求の調整等の措置を実施する。

- (1) 外貨業務管理制度および政策の実行において問題がある。
- (2) 取引の真実性、合法性に対する審査能力が不足する。
- (3) 外貨支払準備金の管理に潜在的なリスクが存在する。
- (4) 協力銀行の審査・確認に協力しない。
- (5) 頻繁に外貨業務の高級管理人員を変更する。
- (6) その他決済機関の安定的な運営に危害を与え、顧客の合法的な権益を毀損もしくは外貨市場に危害を与える可能性がある状況。

第44条 銀行において以下の状況のいずれかがある場合、外貨局は是正を命じる。

- (1) 決済機関外貨業務の真実・コンプライアンス性に対する審査能力が不足する。
- (2) 外貨支払準備金口座の管理に潜在的なリスクが存在する。
- (3) 異常な状況を発見したにもかかわらず、決済機関が是正するよう督促していない。
- (4) 決済機関の外貨業務に重大な規則違反が発生もしくは決済機関の規則に違反した取引の展開を黙認した。

(五) 其他可能损害客户合法权益或危害外汇市场的情形。

第四十五条 支付机构以欺骗等不正当手段获取名录登记，外汇局依法撤销其登记，该支付机构自被撤销名录登记之日起 3 年内不得再次提出登记申请。

第八章 罚则

第四十六条 支付机构、银行有下列情形之一的，外汇局依法责令整改、暂停相关业务进行整顿，并依照《中华人民共和国外汇管理条例》进行处罚：

- (一) 支付机构未按规定审核外汇业务真实性、合规性；
- (二) 银行未按规定审核支付机构外汇业务真实性、合规性；
- (三) 银行未按规定办理结汇、售汇业务；
- (四) 未按规定报送相关数据；
- (五) 违反相关外汇账户管理规定；
- (六) 不配合外汇局监督管理、检查核查；
- (七) 其他违规行为。

支付机构存在未经名录登记或超过登记范围开展外汇业务等违规行为，外汇局将依法实施调整、注销名录登记等措施。

第四十七条 外汇局依法将违规情况向社会通报。涉嫌犯罪的，依法移送公安机关，追究刑事责任。

第九章 附则

第四十八条 本办法所称外汇备付金，是指支付机构为办理市场交易主体委托的外汇支付业务而实际收到的暂收待付外汇资金。

第四十九条 支付机构自身外汇业务按照一般企业外汇管理有关规定办理。

第五十条 外汇局可根据形势变化及业务发展等情况对本办法中的相关金额标准进行调

(五) その他顧客の合法的な權益を毀損もしくは外貨市場に危害を与える可能性がある状況。

第 45 条 決済機関は詐欺等の不当な手段でリスト登記申請に係る批准を得た場合、外貨局は法に基づきその登記を抹消し、当該決済機関はリスト登記の抹消日より 3 年以内に再度、登記を申請してはならない。

第 8 章 罰則

第 46 条 決済機関、銀行では以下の状況のいずれかがある場合、外貨局は法に基づき是正を命じ、関連業務を暫定的に停止して改善し、合わせて『中華人民共和国外貨管理条例』に基づき処罰を与える。

- (1) 決済機関が規定に基づき外貨業務の真实性、コンプライアンス性を審査していない。
- (2) 銀行が規定に基づき決済機関外貨業務の真实性、コンプライアンス性を審査していない。
- (3) 銀行が規定に基づき元転・外貨転業務を取り扱っていない。
- (4) 規定に基づき関連データを報告・送付していない。
- (5) 関連の外貨口座管理規定に違反する。
- (6) 外貨局による監督・管理、検査・確認に協力しない。
- (7) その他の規則違反行為。

決済機関にリスト登記をしていないもしくは登記の内容を超えて外貨業務を展開する等の規則違反行為が存在する場合、外貨局は法に基づき調整、リスト登記の抹消等の措置を実施する。

第 47 条 外貨局は法に基づき規則違反の状況を社会一般に向けて公開する。犯罪に関わる場合、法に基づき公安機関へ移管し、刑事責任を追及する。

第 9 章 附則

第 48 条 本弁法がいう外資支払準備金とは、決済機関が市場取引主体の委託した外貨決済業務を取り扱うために、実際に受け取った仮受・支払待ちの外貨資金を指す。

第 49 条 決済機関自身の外貨業務は一般企業向け外貨管理に関する規定に基づき取り扱う。

第 50 条 外貨局は情勢の変化および業務の発展等の状況に応じ、本弁法における関連の金額基準に対し調整を行う

整。

第五十一条 本办法由国家外汇管理局负责解释。

ことができる。

第51条 本弁法は国家外貨管理局が解釈の責任を負う。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。